

午後2時00分 開議

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第3号大治町総合計画条例の制定についてを議題といたします。

議案第3号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務建設常任委員長、どうぞ。

○総務建設常任委員長（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。

総務建設常任委員会は3月11日に開会しました。本委員会に付託されました事件は審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

議案第3号大治町総合計画条例の制定につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

まちづくり推進委員会委員を総合計画審議会委員に名称変更したが、議員はこの中に含まれているのかとの問いに対してまして、これまでの町総合計画の審議会とまち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略の作成も議員は入っておりました。非常に多岐にわたる総合計画であるため、今後も議員も一緒に協議に参加していただければ幸いであるが、議会にもルールがあると思うので議会の判断に任せるという答弁でした。

以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第4号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第4号について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

文教厚生常任委員長、どうぞ。

○文教厚生常任委員長（若山照洋君）

5番若山照洋です。

文教厚生常任委員会は3月12日午前10時より開会しました。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

議案第4号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第5号大治町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第5号について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

○文教厚生常任委員会

議長。

○議長（横井良隆君）

文教厚生常任委員長、どうぞ。

○文教厚生常任委員長（若山照洋君）

5番若山照洋です。

議案第5号大治町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第6号大治町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第6号について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

文教厚生常任委員長、どうぞ。

○文教厚生常任委員長（若山照洋君）

5番若山照洋です。

議案第6号大治町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、賛成4、反対1で可決すべきものと決定しました。

主な質疑を報告します。

第8期大治町介護保険料の算定資料の中で執行率が平成30年度と令和元年度は97%、令和2年度は92%とあるが、令和3年度以降の執行率はどのくらいを考えているのかとの問いに、令和3年度は約15億7600万、令和4年度は16億6600万、令和5年度は17億3500万円で提示しているとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[[なし]の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。委員会審査の中では令和3年度以降のいわゆる執行率の見込みは示されませんでした。令和2年度の総給付費の計画に対する実績見込みの比率いわゆる執行率が92%であるように、給付費の見込みが過大であるとともに基金の取り崩し額も低いため、保険料が必要以上に高くなっております。保険料を引き上げるとしてももっと低く抑えるべきであると考え、反対いたします。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○1番（鈴木康友君）

議長。

○議長（横井良隆君）

1番鈴木康友議員、どうぞ。

○1番（鈴木康友君）

1番鈴木康友です。大治町介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場にて討論を行わせていただきます。

本条例は法律改正に基づく条例改正であり、また保険料の算定におきましても高齢化の現状及び将来推計を踏まえつつ、基金残高や保険料と給付の収支バランス、また保険者増による負担額の増加も基金の取り崩しで適切な範囲にとどめ、安定運用できるよう算定を行っております。今後とも適切かつ健全な運営をお願いして賛成討論とさせていただきます。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 9名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第7号大治町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第7号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務建設常任委員長、どうぞ。

○総務建設常任委員長（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。

議案第7号大治町消防団条例の一部を改正する条例につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

費用弁償の件で機械器具点検、ポンプ1台につき1万2000円から3万6000円になった経緯はとの問いに対しまして、分団長会議で月1回ポンプの点検のお願いをしているが、現状は1回当たり1,000円だったものを1回当たり3,000円に値上げをするものであるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第8号、日程第7、議案第9号を一括議題といたします。

議案第8号、議案第9号について、予算決算常任委員長から報告を求めます。

○予算決算常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

予算決算常任委員長、どうぞ。

○予算決算常任委員長（林 健児君）

7番林 健児です。

予算決算常任委員会の審査結果を報告します。

去る11日に総務建設分科会、12日に文教厚生分科会を開いて審査を行い、本日予算決算常任委員会の全体会を開催いたしました。

その結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定により報告します。

議案第8号令和2年度大治町一般会計補正予算、議案第9号令和2年度大治町介護保険特別会計補正予算の2議案については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

まず、議案第8号令和2年度大治町一般会計補正予算（第15号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第9号令和2年度大治町介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第10号から日程第13、議案第15号までを一括議題といたします。

議案第10号から議案第15号について、予算決算常任委員長から報告を求めます。

○予算決算常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

予算決算常任委員長、どうぞ。

○予算決算常任委員長（林 健児君）

7番林 健児です。

議案第10号令和3年度大治町一般会計予算並びに議案第13号令和3年度大治町介護保険特別会計予算、議案第14号令和3年度大治町後期高齢者医療特別会計予算の3議案については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第11号令和3年度大治町国民健康保険特別会計予算及び議案第12号令和3年度大治町土地取得特別会計予算、議案第15号令和3年度大治町下水道事業会計予算の3議案については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[[なし]の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

まず、議案第10号令和3年度大治町一般会計予算について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。

児童発達支援センターは必要な施設であると考えます。この施設の建設は国と県の補助対象です。このセンターが行う予定である3つの事業のうち、児童発達支援と保育所等訪問支援の事業所指定は県の管轄です。特に保育所等訪問支援について、保育所を長年運営されてこられた法人が行うことは適任であると考えます。残った事業である障害児相談支援は、指定障害児相談支援であり、いわゆる障害児のケアプランをつくる事業でこれは町の指定です。町側も認めておられるように児童発達支援センターの事業所指定がおくれる予定です。この理由として建物建設と定款変更のおくれを私は指摘しましたが、これは近いうちに解消されるだろうと私は考えます。問題は相談事業を行う相談員の確保であると考えます。相談員の要件として資格、経験、研修の受講があります。障害児相談事業を現に行っている事業所や類似の事業を行っている事業所ならば内部から登用することも可能です。しかし、保育所の勤務経験はここでいく経験に当たりません。そのため相談員を外部から採用する必要があります。不確定要素がとても強いものです。私は障害児相談事業の事業所指定について、とても不確定要素が強い事業所に対して町が事業委託するのではなく、障害児相談事業を現に行っている事業所や類似の事業を行っている事業所に対して事業委託すべきであると考え、令和3年度の一般会計予算案に反対します。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

4番後藤田麻美子議員、どうぞ。

○4番（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。

ただいま議題となっております議案第10号令和3年度大治町一般会計予算について、賛成の立場から討論をいたします。

令和3年度一般会計予算は、前年度当初と比べ1.7%減の総額93億9300万円であり、堅実かつ政策推進を重視した予算として編成されております。子育て支援におきましては、安心して子供を産み育てられる環境をつくるための子育て支援施設及び児童発達支援センターの整備など、保護者が子育てと専門的な支援の両立をするための必要な予算を計上しております。安心安全の対策では大規模災害に備え、避難所の備蓄品の充実を図るとともに、砂子防災公園の整備や水害対策としての小糠田川のしゅんせつなど安心して

住めるまちづくりの施策が盛り込まれております。今後も長引くことが予想されます新型コロナウイルス感染症対策ワクチン接種事業が国からの情報提供が不安定の中でも町として万全な体制でスタートが切れるよう全庁体制で事業を進めております。このほかにも行政全般にわたって新規及び拡充事業が多く盛り込まれバランスよく計上されていると思われまます。本町では限られた財源のもとで多様化する住民ニーズに対応するため、住民サービスの質的向上を今以上に図っていくことが重要であります。今後とも社会や経済の動向を見ながら健全な財政運営に努めていただくようお願いして賛成討論といたします。皆様の御賛同よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 9名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第11号令和3年度大治町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第12号令和3年度大治町土地取得特別会計予算について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第13号令和3年度大治町介護保険特別会計予算について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫です。

令和2年度の総給付費の計画に対する実績見込みの比率が92%であるように、給付費の見込みが過大であるとともに、基金の取り崩し額も低いため保険料が必要以上に高くなっています。たとえ保険料を引き上げるとしてももっと低く抑えるべきであると考え反対いたします。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○12番（下方繁孝君）

議長。

○議長（横井良隆君）

12番下方繁孝議員、どうぞ。

○12番（下方繁孝君）

12番下方繁孝でございます。

議案第13号令和3年度大治町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

大治町介護保険事業の運営に当たり、保険事業勘定では3年に1度の介護保険制度の見直しにより介護保険料が改定され、これまでの介護給付費等の実績を初め、将来の高齢者人口や要介護認定率の伸びを勘案し、介護給付費見込み額を推計し、3年間を通じ財政の均衡を保つことができる額として算定した保険料額から適正に計上された保険料収入となっており、保険給付費につきましても後期高齢化率や認定者数の増加に伴いサービス利用者の増加が見込まれるため必要とする予算が適正に計上されております。

また、包括的支援事業費における包括支援センターにつきましては、現在1名退職により配置すべき職員数が不足している状況の中、町は速やかに人員確保するよう包括支援センターに働きかけ、進捗状況などセンターの運営に関して適切に関与しており、違法となるようなことはしておりません。よって、私は本議案に賛成するものであります。皆様の御賛同をお願いいたします。以上です。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 9名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第14号令和3年度大治町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫です。

日本共産党として後期高齢者医療制度自体に反対しておりますので、この予算案にも反対をいたします。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番手嶋いずみ議員、どうぞ。

○3番（手嶋いずみ君）

3番手嶋いずみです。

議案第14号令和3年度大治町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は、高齢化が進み高齢者の医療が増大していく中、現役世代が高齢者を支えていくには限界があり、社会保障全般にわたる改革が必要とされました。医療費について現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平でわかりやすく皆さんが安心して医療にかかる仕組みを守り続けていくため必要な制度でございます。費用負担については公費5割、現役世代から4割、後期高齢者から1割で賄われております。また、余り負担にならないよう世帯の所得に応じた保険料軽減が設けられております。団塊世代が令和4年から75歳以上の高齢者となり、現役世代の負担が大きく上昇することが想定されます。大治町においては被保険者数が増加する中、健康診査の経費を適正に計上されているなど医療費の抑制も図られておりますので、私はこの予算に賛成するものでございます。皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 9名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第15号令和3年度大治町下水道事業会計予算について討論を行います。初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第16号令和2年度大治町一般会計補正予算（第16号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第16号令和2年度大治町一般会計補正予算。

令和2年度大治町一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億6244万3000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、既定の繰越明許費の追加及び変更は、第2表繰越明許費補正による。令和3年3月23日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、弁護士への謝礼として50万円を計上し、国が構築するワクチン接種記録システムと本町の予防接種台帳システム及び住基台帳システムを連携し、ワクチン接種の状況を逐次把握することができるよう予防接種台帳システム及び住基台帳システムを改修する経費として100万円を計上し、財源として国庫支出金及び繰入金で充てるものでございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫です。まず10ページの弁護士謝礼でございます。議案説明等々で説明いただきまして大分わかりましたが、顧問弁護士の顧問業務の範囲はどこまでなのか。また、当然顧問弁護士の業務の範囲を超えているということで50万円今回計上されている。つまりマックス50万円までどこまでの業務ができるのかと。どこまで考えているのかということをお聞きしたいと思います。

また、接種体制確保事業委託料ですが、システム改修ということで国から国庫支出金100万円来ております。システム改修、幾らかかるのかとちょっと答えにくいかもしれませんが、100万円を超えたらどうなるのかと。100万円より少なかったら当然委託料を国に返していくのかと。ここら辺委託料と、委託料はシステム改修に使わなきゃいけないのか。そこら辺お願いいたします。

○総務課長（大西英樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務課長、どうぞ。

○総務課長（大西英樹君）

まず既存予算の顧問弁護士料でございますが、こちらにつきましては通常法律相談を想定してございます。

続きまして、今回予算計上させていただいたものにつきましては、通常この費用の中で文書等の作成、また調査というものを想定した費用でございます。以上でございます。

○保健センター所長（吉本清美君）

議長。

○議長（横井良隆君）

保健センター所長、どうぞ。

○保健センター所長（吉本清美君）

このシステム改修に幾らかかるのかということですが、こちら国の方からの通知によりますと特に見積もりをとる必要もないというような通知が来ておりまして、100万円ということで全国一律の補助でその費用ということで見込んでおります。これはシステム改修以外には使えないということで聞いております。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

再質問しますが、まず弁護士謝礼で調査ということでどこまでの調査なのか。また、今のところ裁判等、和解とか裁判とかそういうことを考えるとこの50万で足りるのか。また違う報償費が発生するのか。

またですね、次の接種体制確保事業委託料ですが、見積もりをとる必要ないということで100万円で100万円そのまま事業委託する予定なのでしょうか。

○総務課長（大西英樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務課長、どうぞ。

○総務課長（大西英樹君）

調査につきましては今回大治町として書類作成をお願いするものでございますが、それに必要な調査ということでございます。また、議員言われる訴訟等がもし今後発生す

るということであれば、それはまた別途経費がかかるものでございます。以上です。

○保健センター所長（吉本清美君）

議長。

○議長（横井良隆君）

保健センター所長、どうぞ。

○保健センター所長（吉本清美君）

この見積もりに関して100万円を超える場合、国が調整に入るということも聞いておりますが、参考としてはうちの方も見積もりは徴収しておりまして100万円は超えておりません。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

弁護士謝礼で当然訴訟になったら訴訟費用で当然弁護士別途かかりますが、例えば調査して和解しましょうという和解の交渉。例えば訴訟に至る前の和解の相談等々、そういうときに弁護士が入った場合、また別途報償費が生じるのでしょうか。

また接種体制確保事業委託料ですが、見積もりをとって100万円より低かったらそれで使わなかった分は国に返すという理解でよろしいでしょうか。

○総務課長（大西英樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務課長、どうぞ。

○総務課長（大西英樹君）

今回の費用につきましては、先ほどからの繰り返しになりますが回答書の作成、また相手方の代理人との交渉も一部入ってございますが、その後の費用につきましてはこれは双方協議の上ということで考えております。以上です。

○保健センター所長（吉本清美君）

議長。

○議長（横井良隆君）

保健センター所長、どうぞ。

○保健センター所長（吉本清美君）

予算下回る場合にはお返しするといえますか、もともと請求しないということになると思います。

○議長（横井良隆君）

他に。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第16号は、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第16号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決いたします。

議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時37分 休憩

午後2時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15、海部地区急病診療所組合議員の選挙を行います。

本町の選出議員数は1名で議会議員の中から選出をするものです。任期は令和3年4月1日から2年間です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思

いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

海部地区急病診療所組合議員に後藤田麻美子議員を指名いたします。

お諮りいたします。

後藤田麻美子議員を海部地区急病診療所組合議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をしました後藤田麻美子議員が海部地区急病診療所組合議員に当選されました。

ただいま海部地区急病診療所組合議員に当選されました後藤田麻美子議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

当選承諾及び御挨拶をお願いいたします。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

4番後藤田麻美子議員、どうぞ。

○4番（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子でございます。御推挙いただきましてありがとうございます。大治町の議員としてしっかり頑張ってまいりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

〔拍手〕

○議長（横井良隆君）

おめでとうございます。よろしくお願いを申し上げます。

日程第16、海部東部消防組合議会議員の選挙の選挙を行います。

本町の選出議員数は2名で議会議員の中から選出するものです。任期は令和3年4月

1日から2年です。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

海部東部消防組合議会議員に若山照洋議員、三輪明広議員を指名いたします。

お諮りいたします。

若山照洋議員、三輪明広議員を海部東部消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました若山照洋議員、三輪明広議員が海部東部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま海部東部消防組合議会議員に当選されました若山照洋議員、三輪明広議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

当選承諾及び御挨拶をお願いいたします。

初めに若山照洋議員、お願いいたします。

○5番（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

5番若山照洋議員、どうぞ。

○5番（若山照洋君）

5番若山照洋です。大治町議会代表として一生懸命務めさせていただきますのでよろしく申し上げます。

〔拍手〕

○議長（横井良隆君）

おめでとうございます。どうぞよろしく願いをいたします。

続いて、三輪明広議員どうぞ。

○2番（三輪明広君）

議長。

○議長（横井良隆君）

2番三輪明広議員、どうぞ。

○2番（三輪明広君）

2番三輪明広です。ただいま議長の方から推選いただきましてまことにありがとうございます。議会代表いたしまして一生懸命務めてまいりますのでよろしく願いいたします。

[拍手]

○議長（横井良隆君）

おめでとうございます。よろしく願いをいたします。

日程第17、海部地区水防事務組合議会議員の選挙を行います。

任期は令和3年4月1日から4年です。本町の組合議会議員は2名で町議会議員の被選挙権の有する者から選出するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[[異議なし]の声あり]

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選することに決定をいたしました。

次に指名方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[[異議なし]の声あり]

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、指名の方法は議長が指名することに決定をいたしました。

海部地区水防事務組合議会議員に林 哲秀議員を指名いたします。

お諮りいたします。

林 哲秀議員を海部地区水防事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

[[異議なし]の声あり]

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました林 哲秀議員が海部地区水防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区水防事務組合議会議員に当選されました林 哲秀議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

当選承諾及び御挨拶をお願いいたします。

○8番（林 哲秀君）

議長。

○議長（横井良隆君）

8番林 哲秀議員。

○8番（林 哲秀君）

8番林 哲秀でございます。御推挙いただきまことにありがとうございました。今までの経験と知識も含め大いに町のために努力したいと思っております。よろしく願いいたします。

[拍 手]

○議長（横井良隆君）

おめでとうございます。よろしく願いをいたします。

次にお諮りいたします。

海部地区水防事務組合同規約第6条ただし書きの規定による組合議員については、町長の推薦のとおり吉田英行氏を当選人と定めることに御異議ございませんか。

[[異議なし]の声あり]

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、吉田英行氏が海部地区水防事務組合同規約第6条ただし書きの規定による組合議員に当選されました。

日程第18、地域公共交通調査特別委員会の調査期限の延期についてを議題といたします。

地域公共交通調査特別委員会の調査については、令和3年3月定例会最終日まで調査を終了するよう期限をつけましたが、同委員会から会議規則第46条第2項の規定によって令和4年3月31日まで期限を延期されたいとの要求がありました。

お諮りいたします。

委員会の要求どおり期限を延期することに御異議ございませんか。

[[異議なし]の声あり]

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、地域公共交通調査の期限を委員会の要求どおり令

和4年3月31日まで延期することに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じます。

これで令和3年3月大治町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時55分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 横 井 良 隆

署名議員 鈴 木 康 友

署名議員 三 輪 明 広